

愛媛県警察本部組織条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>愛媛県警察本部組織条例</p> <p style="text-align: right;">昭和35年3月22日 条例第5号</p> <p>(総務室の所掌事務)</p> <p>第3条 総務室においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 公安委員会の庶務に関すること。</p> <p>(2) 機密に関すること。</p> <p>(3) 公印の管守に関すること。</p> <p>(4) 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。</p> <p>(5) 広報に関すること。</p> <p>(6) 情報の公開に関すること。</p> <p><u>(7) 個人情報の保護に関すること。</u></p> <p><u>(8) 事務能率の増進に関すること。</u></p> <p><u>(9) 警察統計(犯罪統計を除く。)</u>に関すること。</p>	<p>愛媛県警察本部組織条例</p> <p style="text-align: right;">昭和35年3月22日 条例第5号</p> <p>(総務室の所掌事務)</p> <p>第3条 総務室においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 公安委員会の庶務に関すること。</p> <p>(2) 機密に関すること。</p> <p>(3) 公印の管守に関すること。</p> <p>(4) 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。</p> <p>(5) 広報に関すること。</p> <p>(6) 情報の公開に関すること。</p> <p><u>(7) 事務能率の増進に関すること。</u></p> <p><u>(8) 警察統計(犯罪統計を除く。)</u>に関すること。</p>